

三田市市民センター条例新旧対照表

現行				改正案			
第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)				第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)			
1 三田市フラワータウン市民センター使用料				1 三田市フラワータウン市民センター使用料			
区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)
ミーティングルーム	38.0	20	150	ミーティングルーム	38.0	20	150
調理室				調理室	68.0	24	240
附属設備	市長が別に定める額			附属設備	市長が別に定める額		
2～4 省略 備考 省略				2～4 省略 備考 省略			